

会議録（要旨）

会議名	平成 30 年度第 3 回 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会
会議日時	平成 30 年 5 月 30 日（水） 10：00～
場所	市役所 第 2・3 委員会室（本庁舎 3 階）
会議参加者	委員 泉谷清 高橋修（委員長） 松尾重喜 雪下章 和田光雄 広中敦（副委員長）加藤あゆみ 吉岡結香 （事務局）池田企画課長 吉田企画課主査

1. 開会

企画課長	只今より平成 30 年度第 3 回恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会を開催します。委員の出欠状況につきましては山口委員、山本委員の 2 名が本日所用のため欠席されております。
企画課主査	事務局から会議録についてお話しさせていただきます。事前に会議録を送付していますが、まだ決定稿ではありません。確認していただいて、違うところがあれば事務局にご連絡いただき、訂正したものをまた確認していただいて公表するという流れにしたいと思います。次回以降は会議録ができあがり次第送付し、確認、訂正していただいたものを会議の当日にお配りさせていただきます。
委員長	事務局の案に意義が無ければ、このような形で進めたいと思います。

2. 議事

議題 1 恵庭市まちづくり基本条例に基づく主な取組み状況について

企画課長	早速ですが委員長に進行をお願いいたします。
委員長	それでは議事に入ります。今日の議事は 2 つありますが、まず前回に引き続き、取組み状況を聞いて議論したいと思います。それでは 21 条について事務局から説明をお願いします。
企画課主査	資料 8 まちづくり基本条例に基づく主な取組み状況（第 2 回会議後）で説明を進めます。 資料 8 については、第 1 回配布の 資料 5 に前回会議での主な意見などを赤書きで追記しております。また、青書きのとおり追加資料の要望があったものについて、 資料 13～16 として当日配布させていただいております。詳しい内容については、担当課の説明が必要となりますが後ほどご確認いただきたいと思います。
《第 2 1 条 総合計画について》	
企画課主査	それでは 7 章（行政運営）第 21 条以降の内容について説明いたします。 現在の第 5 期総合計画は基本条例制定後、初めてその趣旨を踏まえて策定されたもので、市の最上位計画として「まちづくり」のために市がすべき施策を整理しています。

	<p>策定においては、「総合計画審議会」、「市民まちづくりワークショップ」のほかにも「市民意識調査」や「中学生アンケート」、7 地区における「市民の広場」などで市民の方から意見をいただき、計画に反映させております。</p> <p>総合計画は 10 年間の計画となっており、資料 9は平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間の第 1 次実施計画となります。</p> <p>今期の総合計画では具体的な数値目標を掲げることにより、成果をわかりやすく確認できるようにしています。また、実施計画では施策を推進していくための具体的な事業を挙げています。</p> <p>現在、成果確認のための市民意識調査を行っているところです。その結果に基づき、平成 31 年度から平成 32 年度の第 2 次実施計画を策定することになっております。</p>
委員長	21 条の関係についてご意見がありますか。
委員	21 条の総合計画の中に「人が育ち文化育むまち」とありますが、恵庭市の文化というのはどういうものか教えてください。
企画課主査	「文化」といっても広い意味で、図書館などの読書の文化や、カリンバ遺跡などもあります。
副委員長	おそらく、この「文化」という言葉は「恵庭ならではの文化」、「恵庭固有の文化」という趣旨ではなく、「読書やスポーツなどの文化活動を育む」ということだと思います。
委員	財政計画に関して、「3 年後は赤字」と聞いた覚えがありますが、毎年その繰り返しで本当のところはどうなんですか。
副委員長	まちづくり基本条例を作った頃は三位一体改革の地方財政ショックの影響が残っていて、予算を組むのが大変だったんです。それと、毎年新規の事業をはじめると、どんどん予算規模が膨らんで「このままだと赤字になる」というのは構造上どこのまちも同じです。そのために対策とセットにして「事務事業の見直しをして赤字にならないようにする」という取組みを毎年繰り返しています。
委員長	<p>財政計画に関しては、警鐘を鳴らしながらということですね。</p> <p>21 条の総合計画の関係は、アンケート調査を実施して市民がどういう評価をしているか把握する取組みをしているということですね。アンケートの期限は 5 月 31 日で回収率はどのくらいですか。</p>
企画課長	45 パーセントを目標にしています。
委員長	行政だけでアンケートを作成したんですか。
企画課長	前回のアンケートを踏襲しながら民間の委託業者と文言の精査をしました。
委員長	市民アンケートは施策の根拠になることもあるのでよく検討しないとイケません。誘導尋問になる可能性もあるのでよく精査してください。
委員	主な取組みに「各種計画は総合計画に合わせた」とありますが、どのよ

	うに計画が発生しているのかを図で示したものはありますか。計画がたくさんあるので分野ごとにパッと見てわかるものがあればいいと思います。
企画課長	最上位計画なので、総合計画があって基本計画、実施計画、総合戦略が全て繋がっています。図があるか後ほど確認します。
委員長	なんとなく全体像が見えないんですね。
委員	それぞれの興味があることを取っ掛かりにしてもらったら、詳しい文書を見てもらうきっかけになると思います。
委員長	資料 9 はパンフレットと考えていいですか。
企画課長	実施計画なので基本目標を実現するための個別事業です。ただ、それが一目瞭然のものは現在ありません。
委員長	確かに、これだけボリュームがあると読むのが大変ですね。全体像がわかるものがあれば提出してください。 21 条の 3 項に「第 5 期総合計画審議会」と「総合計画審議会政策調整審議会各部会」とありますが、これはどういうものですか。
企画課長	資料を取りに行ってきます。(後に委員長に説明、審議会は計画策定のための諮問機関、審議会政策調整審議会各部会は庁内における策定作業のためのワーキンググループ)
委員長	それでは 22 条の説明をお願いします。
《第 22 条 行政評価について》	
企画課主査	行政評価については、「効率的かつ効果的に事務を執行するため」に言わば、PDCAサイクルの「C、チェックとして評価」し、「A、アクションとして見直し」を促進する「ツール」となります 行政評価は「事前評価」と「事中・事後評価」の 2 つの体系を有しています。「事前評価」については計画策定などの施策の開始前に市民参加の手法についてのチェックを行うというものです。「事中・事後評価」は「事務事業評価」として施策にぶらさがる事務事業の単位で実施結果の評価を行うものです。 「事務事業評価」の手順は、最初に対象の選定、それから担当課で自己評価として 1 次評価を行います。2 次評価は専門部会（次長職）でヒアリングを行い、検証します。その結果に基づき、市理事者と各部長職の組織である行政改革推進本部で内部評価を決定します。その後、市民と識見者の組織である行政改革推進委員会で意見の具申をいただき、最終結果とする流れになります。 評価に際しては目標達成度や効率性において具体的な成果指標を用いて評価していきます。
委員長	この条例ができた後に行政評価マニュアルを策定して現在取組んでいるということですね。29 年度については職員提案をしたということですか。
企画課長	行政評価のメニューに関する職員提案を行いました。
委員長	行政評価マニュアルは 5 月 16 日に 資料 7 として配布されたものですね。

委員	実施した事務事業について、具体的な内容はありますか。
企画課主査	ホームページで公表しています。
委員	評価はどうなっていますか。
企画課主査	28年度に、以前に「改善、見直し」とした事業を整理して見直された事業が55で、見直し中の事業が27としています。
委員	達成できなかった理由も公表されていますか。
企画課長	例えばスクールバス管理費など、市民生活に直接関わるものは「見直し」となってもすぐに実行できないものがあります。ある程度の目途をもってしっかり取組んでいきますというまとめをされているものもあります。ホームページでは実行されたものがいくつで、現在進捗管理しているものはいくつと公表しています。
委員	スクールバスは助手がいないと運行できないんですか。
企画課長	スクールバスは発達に課題を抱えたお子さんが利用しているので様々な調整が伴います。しっかりと市民の方と意見を交わしながら進めていかなければなりません。
委員長	行政評価の結果はホームページで公表されているそうなので確認してください。 それでは23条の説明をお願いします。
《第23条 財政運営について》	
企画課主査	資料10は、昨年度、策定した中期財政収支見通しとなります。「経常収支差額」を見ていただくと年々厳しくなる状況がわかると思います。その対策として経常経費の節減のため、行政評価や各担当の事業見直しによる無駄の排除が重要となります。 資料11は平成30年度予算(案)、資料12は平成28年度の決算の概要について市民の方がわかりやすいように作成しております。 財政用語が多く難しい内容ですが、用語解説はもとより、QアンドA形式や家計を例にした説明などの工夫をして市民説明責任に努めています。
委員	財政収支見通しの表で、平成30年度から最終的収支のマイナスが年々増えています。どのようにやりくりしていくんですか。
副委員長	先ほども少しお話ししましたが、新しく政策的な事業を始めると翌年度以降、構造上経常支出がどんどん増えていきます。つまり、赤字が拡大していくことになるので、事務事業の見直しなどをして予算を確保していくための基本となる表です。
委員	事務事業の見直しはこれから行うんですか。
副委員長	それ以上に国の制度改正がどうなるか全くわかりません。現状の制度で試算するとどうしてもこのようになってしまいます。ただ、行政評価の観点から見ると重要な資料となっています。
委員	尻を叩くいい役割ですね。
委員	恵庭市は今まで黒字ですか。

副委員長	歳入が確保できない中、支出だけすることはできないので基本的には赤字にはなりません。赤字地方債は認められていませんので借り入れもありません。
委員長	市町村財政は健全なところが多いと聞きますが、それでも交付税に頼っているところがほとんどで、恵庭市の自主財源は全道的にはどうですか。
副委員長	税収自体は 3 割です。全国の類似団体と比較すると恵庭市の税収は 10 億円少ないです。
委員長	行政評価と同様に重要な項目だと思いますので、もう少し掘り下げて議論を深めたいと思う。重点検討テーマの候補に考えていただきたい。 24 条の説明をお願いします。
《第 24 条 組織運営について》	
企画課主査	各部のヒアリングを行い、年度ごとの状況に合わせた組織編制を行っています。 また平成 28 年度からは組織マネジメントを強化するための担当を置いております。具体的には時間外の縮減や事故防止、監査指摘事項の徹底についてマネジメントの推進を行っています。
委員	「参与職」を増やしたということですか。
企画課主査	組織マネジメントを担当する課を作って、そこに参与職を置いた形です。
委員長	組織の改廃はどのくらい行っているんですか。
企画課長	職員定数は変えられないので、事業が増えた場合は部内で調整することが原則となっています。
委員長	職員の総数は維持するということですね。臨時職員、非常勤職員の制度が変更になりましたが、市ではどうですか。
副委員長	会計年度任用職員は来年度からで、具体的な情報はまだ出ていません。
委員長	なるべく職員を少なくしないといけない一方で良質な職場を提供することは公共団体の役目の一つだと思います。会計年度任用職員に対しての方向性については個人的には教えていただきたいところです。 組織運営について他にありますか。
委員	近々で大きな事業の計画はありますか。
企画課長	花の拠点の整備事業があります。
副委員長	恵庭市は近隣のまちと比較して組織の変更が多く、毎年、組織機構のヒアリングをして変更しています。
委員長	そのときのテーマに沿って組織運営しているとも言えます。
委員	職員の年齢構成はどうですか。
企画課長	広報で、職員の給与について掲載しましたが、どこのまちも年齢構成には課題を抱えていると思います。
委員長	財政危機のときに採用を絞った影響が出ているんですね。 それでは 25 条の説明をお願いします。
《第 25 条 行政手続きについて》	

企画課主査	基本的には国の関連法令（行政手続法）に基づき行政手続条例を定めておりますが、庁内職員用に「行政手続事務の手引き」として、いわゆる、逐条解説となるものを設置し、各担当課が適正に事務を運用できるよう推進しております。
委員長	行政運営の公正さと市民の権利利益の保護を目的としている。行政手続法に則って職員に周知するということですね。 26条の説明をお願いします。
《第26条 出資団体等について》	
企画課主査	市のホームページ上ではありませんが（情報公開コーナー等）、出資状況の公表は行っていることになります。 指定管理者につきましては毎年度モニタリングという形で業務目標の達成について評価及び指導を行っています。
委員長	「主な取組み」の欄には出資団体の一部が掲載されているということですか。
企画課長	全てです。
委員	リサーチ・ビジネスパークは将来どのように活用していく予定ですか。それと、指定管理者制度は費用の面で効果はどうか。
委員長	リサーチ・ビジネスパークの建物はどこの所有ですか。
副委員長	建物は会社が所有してしまっていて、市は株主です。
委員長	市は監査などの権限を持っているということですね。ただ、建物の使い方はよくわかりません。「現状」の欄の「職員派遣についてはホームページ上で公表を行う」というのはどういうことですか。
企画課主査	条文において「出資、補助及び職員派遣の状況を公表しなければなりません」とあります。
委員長	指定管理者制度が導入されて直轄よりも経費が安くなると聞きましたが、入札などは行っているんですか。
副委員長	プロポーザル方式で行っています。
委員長	プロポーザルとは価格と企画提案を合わせて競争するものですね。
委員	恵庭市振興公社は新聞に掲載されていましたが、「適正」とはならないではありませんか。
副委員長	振興公社は「宅建業法違反で免許を返納した」ことが新聞に掲載されました。出資状況の公表に関しては「適正」としています。
委員長	振興公社は結果的に免許を持っている方を雇用したんですか。
副委員長	宅建業の業務をずっと行っていなかったのが免許を返納しました。
委員長	出資団体はお金を出しているけど、わかりにくいのでしっかり目を届かせたいですね。 27条の説明をお願いします。
《第27条 審議会等について》	
企画課主査	委員定数の2割以上を公募委員とするよう推進し、市民が参画できるよ

	うに配慮しています。「現状」の欄に記載していますが、その年の取組みによって異なりますので一定の比率は確保しています。
委員長	「委員定数の2割以上を公募委員とするよう推進」というのは何かで決めているんですか。
副委員長	付属機関と協議会等の要綱で決めています。
委員長	専門的な知識のある方が必要な一方で、市民の意見も反映できる仕組みということで、一定割合以上の公募委員を毎回確保してほしいと思います。問題は、平日の昼に会議があるから仕事をOBになった方しか参加できません。時間を夜に設定してもらえると応募も増えて年齢層も豊かになると思うので今後、配慮してほしいと思います。
委員	僕はできるだけ全員公募がいいと思います。市民にとって、様々な知識を得られて現状を把握できるいい機会です。
委員長	それでは28条の説明をお願いします。
《第28条 安全で安心なまちづくりについて》	
企画課主査	<p>自助・共助・公助の協働の仕組みづくりを進めるとともに、恵庭市地域防災計画に基づき、災害に備えた地域自主防災組織をはじめとし、町内会などと連携し、危機管理体制の整備を行っています。</p> <p>また、意識の向上のために「防災ガイドブック」の配布や「防災学習会」などに取り組んでおります。</p> <p>交通安全においても、「セーフティコール」をはじめとする意識啓発や町内会などと連携した取組みにより、安全で安心したまちづくりを推進しています</p>
委員長	28条の関係で、ご意見ご質問ありますか。
委員	以前に大雨が降ったとき、漁川の一带が水浸しになりました。それを見て堤防は大丈夫かと思いました。
委員長	漁川は急流ですからね。僕も防災に関わっていたので心配になって見に行きました。ほんの30分くらいで水かさが急に増えたのを見て、本当に漁川は危ない川だと思いました。恵庭は比較的災害が少ないまちだと言われてはいますが、災害は起こりえることです。
委員	「現状」に防災無線の検討のことがありますか、いい方法がありましたか。
委員長	安全、安心に関わることで原課の話聞かせてもらえますか。
企画課長	原課から予算要求があったことは把握しています。改善できるような取組みは行われていますが、原課の話聞く方がいいと思います。
委員	自分の安全のためなので、市民サイドもスマートフォンを活用するなどの最大限の努力をした方がいいと思います。
委員	高齢者など、スマートフォンを使えない人もいます。
委員長	様々なチャンネルが必要だということですよ。スマートフォンのような移動端末的なものと、アナログな防災無線、もう一つは近隣とネットワ

	ークを作るなどいろいろあると思います。「民間との防災協定締結」のことも含めて基地・防災課の方から説明を聞きたいと思います。
委員長	防災訓練の頻度はどのくらいですか。
委員	総合防災は5年に1回です。
委員長	実用的なことを消防の救急救命士から教わって、とても参考になりました。 防犯、交通安全の取組みはどうか。
委員	交通安全の関係で、自転車が最近増えて、猛スピードで走っていて本当に危険なのでもう少しマナーを持ってほしいと思います。
委員長	近くを猛スピードで走られると危ないですね。小学生はよく指導されているようですが、問題はその上の世代です。
委員	自転車も車と同じで交通事故になります。
委員長	あまり普及していないようですが、自転車の保険もあるそうですね。
企画課長	高校生になると保険の案内があったり、スタントマンを招いて実際に事故になったときの衝撃がどの程度なのか教えています。それと、道が自転車に関する条例を施行させたので恵庭でのイベントのときに啓発のためのブースを設けるそうです。学校、家庭での啓発をどう進めるかは課題だと思います。
委員長	それでは第8章の連携について説明してください。
《第29条 国、北海道及び他の市町村との連携について》	
企画課主査	山口県和木町とは、歴史も長く姉妹都市として交流事業を行っております。 ニュージーランド、ティマル市とは中高生の相互交流を行っております。締結10周年で2月に市長をはじめとする訪問団が、ティマル市を訪れています。また、7月にはティマル市から市長をはじめとする訪問団が来惠の予定です。 近年では静岡県藤枝市と友好都市を締結しています。幅広い分野で交流を行っております。地方創生交付金を活用した事業も行っております。
委員長	29条の説明についてなにか質問、ご意見はありますか。
委員	山口県和木町は「共通の課題の解決を図る」というより「交流」ということですか。
企画課主査	和木町に関しては、姉妹都市として交流がメインとなっています。
委員長	交流事業ですね。何か成果が出るというよりお互いに理解を深めるものです。
委員	職員の研修派遣は知識などが得られて仕事にも生き方にもいい影響を与えらると思うので、検討していただければと思います。
委員長	現在、職員が派遣などで庁舎の外に出ているところは、どんなところがありますか。
企画課主査	内閣府とリサーチ・ビジネスパークに派遣しています。納税部門で北海

	道の派遣があります。
委員長	他県のまちはありますか。
企画課長	現在はありますが、和木町に交流派遣した者が何人かおられます。
委員長	東北に災害の支援はどうですか。
企画課長	宮城県の山元町に土木職と建築職の者が行っていました。
委員長	<p>臨時の派遣はしているということですね。他のまちを見てくると、思わぬ発見があって知見が広がったりするので、幅広く事業を見るのは非常に有用です。短期間もいいですが、年単位で派遣されるとまた違った見方ができると思います。</p> <p>第 30 条の説明をお願いします。</p>
《第 30 条 条例の見直しについて》	
企画課主査	4 月より市民検討委員会を立ち上げ、皆様に条例の検証について、ご意見をいただいているところです。
委員長	<p>条例の最後まで説明を受けましたのでこの後、重点テーマを絞ってこの委員会の意見をまとめたいと思います。</p> <p>全体を通してご意見などありますか。</p>
委員	1 条から条例の文、そのものを変更するような案は無かったと思いますがどうですか。
委員長	この協議のやり方として、まずは、基本条例を制定してから、それに基づいた様々な取組の実施状況を把握する。そして、それが現在の社会状況と条例に不具合が生じていたら、次の段階として改正を検討することになります。
委員	それでは、条文の変更については次回以降に検討することになるんですね。
企画課主査	取組み状況の検証をして、そのうえで必要があれば条例を見直すということになります。
委員	私は、並行して 2 つの課題を同時に検討するのかと思っていました。
委員長	<p>1 回目でも説明しましたが、主としては、条例で決めたことをどれだけ市が、それから我々が取組めるかというのが論点になると思います。それでも、この条例には足りないところがあるなとか、不要なことがあるなということであれば改正の案について協議をしたいと思います。</p> <p>改正ありきで議論するのではなく、実施状況を先ずしっかりと把握することが大切と思います。</p>
委員	様々な施策を行うと、どのくらいの費用がかかって、どのような効果が得られるのかを見せてもらえるとわかりやすいと思います。5 年間でどんな成果を上げたかを示す必要がある気がします。
委員長	民間企業だと、コストと収益が金額でわかりやすく示せますが、行政は無料サービス業ですから難しいですね。
企画課長	投資してそれを回収するという仕組みではないので、なにを成果と捉え

	るかは非常に難しいところです。
委員	公務員はサービス業で成果を示すのは難しいので、市民に満足度などを問いかけて、その結果を事業評価にして5年間を振り返ったり、今後の改善点を検討してはいかがでしょうか。
企画課長	次回までに現在行っている市民アンケートの様式を皆さんに送付します。市民の生活満足度に関する項目とまちづくり基本条例に関する項目がありますので、結果の速報値もできるだけ早くお知らせしたいと思います。
委員長	アンケート調査の結果を報告していただくということによろしいですね。

議題2 重点的な検討について

委員長	重点的な検討のテーマを絞るために、委員の方からそれぞれ5つ程度候補を出していただいて、その中からセレクトするというのはいかがでしょうか。それを事務局で一覧表にまとめて次回の会議で協議するという形にしましょう。
委員一同	異議無し
企画課主査	様式は事務局で作成して送付いたします。
委員長	一覧表は次回の会議の一週間前くらいに送付してほしいと思います。できるだけ原課の方に参加してほしいので皆さん方にもご協力をお願いします。

3. その他

委員長	事務局から連絡をお願いします。
企画課主査	重点検討テーマの提案についてお願いいたします。次回は6月20日(水)を予定しております。
企画課長	市長から市民検討委員会主導による市民との意見交換会を開催してはという話がありまして、委員長と事務局で相談して次回、お諮りさせていただきます。
委員長	一般の市民の方の意見を聞くいい機会だと思うので賛成ですが、いかがですか。委員全員で参加して市長とも議論したいと思いますので事務局と段取りを作ったうえで皆さんと協議してどうするか決めたいと思います。
委員	市長だけでなく、議員も呼んだらいいのではありませんか。
委員長	問題は規模ですね。そのあたりも事務局と検討して皆さんと協議したいと思います。 今日は以上で終わります。ありがとうございました。
委員一同	ありがとうございました。

4. 閉会